

## 告 示

### 埼玉県告示第二百六十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十九年二月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人まなびクラブ・リクウェイ
- 三 代表者の氏名  
根岸 利一郎
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県深谷市上柴町西六丁目十五番地七
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、深谷市とその周辺地域において、経済的格差や心身の疲弊により学ぶ機会の少ない境遇にある児童・生徒への等しく学ぶための場、自然環境の保全や自然科学および情報技術に関わる知識・技術を学ぶための機会、また感性を豊かにする境遇などへの支援を提供し、各自に必要な知的補充や回復の道を共有することで豊かに暮らせる地域社会の増進に寄与することを目的とする。